

公 告

下記の業務委託について、一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき公告します。

令和8年9月1日

藤枝市長 北村 正平

1 入札執行者 藤枝市長 北村正平（受任者 地域交通課長）

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 藤交入第1号
- (2) 業務委託名 次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務委託
- (3) 履行期間 令和8年9月16日から令和8年12月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度に藤枝市物品の製造等入札参加資格（各種調査企画、広告・催事等の企画・運営）を有している者であること。
- (3) 藤枝市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成9年藤枝市告示第111号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

4 公告期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月10日（木）まで

5 質問の受付

当該業務委託の内容等に質問がある場合は、FAXにて受け付けるものとする。

(1) 受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月4日(金)まで

(2) 質問先

藤枝市役所地域交通課 (FAX番号 054-643-3280)

(3) 回答の方法

FAXにて回答するため、質問書には回答先のFAX番号を付記すること。

(4) 回答期限

令和8年9月7日(月)までに行う。

(5) 他の申請者への通知

受け付けた質問の内容及び回答は、他の申請者へFAXにて通知するものとする。

6 入札参加資格確認申請

本入札に参加を希望する者は、次により申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月3日(木)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請場所

藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所地域交通課

(電話番号 054-631-4169)

(3) 提出書類

入札参加資格確認申請書

7 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年9月7日(月)までに入札参加資格確認通知書により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面により説明を求めることができる。

ア 受付期間 令和8年9月7日(月)から令和8年9月8日(火)まで
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所地域交通課
(電話番号 054-631-4169)

ウ 回 答 令和8年9月9日(水)までに行う。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時 令和8年9月10日(木) 午後1時30分から

(2) 入札執行場所 藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所西館3階 302会議室

(3) 入札方法 入札書の持参による。(郵送又は電送による入札は認めない。)

入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状(代理人が入札する場合)

(5) 最低制限価格 無

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 免除

(8) 前金払 無

(9) 次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務委託契約入札心得

次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務委託契約入札心得は藤枝市ホームページに掲載する。入札参加者は遵守すること。

(10) 入札書の入札金額の記入方法

決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札書は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(11) 入札の無効

無効となる入札については、次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務委託契約入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。

(12) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で決定とする。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

見積書を徴取する回数は2回を限度とし、2回目においても決定しない場合は、次に安価な価格で入札したものから同様の手続きで見積書を徴取する。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続きを行う。

同価格の入札した者があった場合の見積書を徴取する順番はくじ引きで決定する。

最低の価格で入札した者から見積書を徴取してもなお契約の相手方が決定できなかった場合は、当該不落随意契約の手続きは終了とする。